

令和6年能登半島地震による法人府民税、法人事業税及び特別法
人事業税又は地方法人特別税の申告期限等について

この度の令和6年能登半島地震により、被害を受けられました皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

石川県の一部の地域に主たる事務所等がある法人の皆様の令和6年1月1日以降に到来する法人府民税、法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の申告等の期限を延長する措置を講じているところですが、今回、石川県の一部の地域（七尾市、羽咋郡志賀町）に主たる事務所等がある法人の皆様の延長期限を令和7年1月31日とすることとしました。

ご申告、ご納付がお済みでなければ、上記の期限までにご申告、ご納付いただきますようお願い申し上げます。

この期日以降においても、令和6年能登半島地震による災害等により申告・納付等ができない方については、個別に府税事務所に申請して、期限の延長措置を受けることができます。

ご不明な点などございましたら、担当の府税事務所までお問い合わせください。